

第 1 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会

平成 18 年 5 月 26 日

農 林 水 産 省

午前10時30分 開会

福田課長 定刻よりちょっと早いんですが、委員の先生方おそろいでございますので、ただいまから平成18年度第1回の食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催させていただきたいと思います。

私、生産局果樹花き課長の福田でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日は特に任期満了によりまして、委員が改選されて初めての会合ということでございます。部会長を選出していただく必要がございますが、その選出までの間、私が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずお手元に資料を配付しておりますが、配付資料一覧をご覧いただきたいと思います。資料1から7までございます。それから参考資料ということで、統計資料がみかんとりんごの2種類ございます。それから冊子といたしまして、「毎日くだもの200g運動」のパンフレットと資料版ということで、2種類ございます。資料の抜け等がございましたら事務局の方へお申し付けいただければと思います。

それでは最初に、委員をご紹介をさせていただきます。本日、委員の中で畠江委員、富士委員、お二方が所用によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、こちら側からご紹介をさせていただきます。

平野委員でございます。

平野委員 平野でございます。よろしくお願ひします。

福田課長 三野委員でございます。

三野委員 よろしくお願ひいたします。

福田課長 それから臨時委員の先生方でございますが、小田切委員でございます。

小田切委員 おはようございます。小田切でございます。よろしくお願ひいたします。

福田課長 それから梶浦委員でございます。

梶浦委員 梶浦でございます。

福田課長 川田委員でございます。

川田委員 川田でございます。

福田課長 木村委員でございます。

木村委員 木村でございます。よろしくお願ひいたします。

福田課長 武井委員でございます。

武井委員 武井でございます。よろしくお願ひいたします。

福田課長 最後に、松本委員でございます。

松本委員 松本です。よろしくお願ひいたします。

福田課長 資料2の委員一覧の方で、松本委員のところ、熊本県果樹研究会女性部副部長になっておりますが、女性部長になられたということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、本日は委員改選後初めての部会でございますので、まずこの部会の部会長を選出していただきたいと思います。資料3に食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の運営についての資料がございます。この中に審議会の関係法令を挙げてございますが、食料・農業・農村政策審議会令の第7条第3項、2ページになりますけれども、アンダーラインを引いておりますが、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任するという規定がございます。つきましては、部会長の互選につきまして、どなたかご意見がありましたらお願ひしたいと思います。

〔平野委員 拳手〕

福田課長 平野委員お願いします。

平野委員 食料・農業・農村政策に幅広いご見識をお持ちでいらっしゃいます三野委員にお願いできたらと思います。いかがでしょうか。

福田課長 ただいま平野委員の方より三野委員に部会長をお願いしたらどうかというご提案がございました。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

福田課長 異議なしということでございますので、委員の互選によりまして三野委員が部会長に選任されました。

それでは三野委員、部会長席へお着きいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで三野部会長からごあいさつをいただきたいと思います。なお、これからは三野部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、部会長どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

三野部会長 それでは部会長にただいま選出いただきました三野でございます。部会長の就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

果実はビタミンとかミネラル等の機能性成分の重要な供給源といたしまして、国民の健康維持や農業振興の上で極めて重要な作物であります。供給面を見ますと、後継者不足、それから高齢化の進展、基盤整備や規模拡大の遅れ等によりまして、果樹農業は生産体制

の脆弱化が見られる現状にございます。

このような情勢を踏まえまして、本部会で議論を行い、平成17年3月に果樹産地の構造改革、新たな経営支援対策の方向性を示しました果樹農業振興基本方針が策定されまして、今後、19年度予算でその具体化を図ることとされております。また、後ほど事務局より説明があると思いますが、うんしゅうみかん及びりんごにつきましては、毎年の需給動向を踏まえて、本部会における委員の皆様方のご意見を踏まえた上で、国において適正生産出荷見通しを定めるということになっております。

本日はこの適正生産出荷見通しを策定するに当たりまして、委員の皆様から生産から消費まで、幅広いご意見をいただけますようお願い申し上げまして、私の挨拶に代えさせていただきます。

それでは、これから私の方で議事を進行させていただきます。

先ほどの資料3の2ページをご覧いただきたいと思います。食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項の規定に、部会長の職務を代理する者については、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとなつておりますので、私の方から指名させていただきたいと思います。

部会長の代理は、小田切委員にお願いしたいと思います。小田切委員、どうかよろしくお願いいいたします。

小田切委員 承知いたしました。

三野部会長 それでは、まだ吉田審議官がいらっしゃっておられないようですので、先に議事の方を進めさせていただきます。

議事次第に基づき、果樹部会の運営につきまして、事務局から説明をいただきたいと思います。

西嶋課長補佐 それでは資料3の食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の運営の資料に基づきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。 に審議会の関係法令がございます。その中に食料・農業・農村基本法がございまして、この第40条以降に審議会の規定がございます。3の下線を引いておりますけれども、果樹農業振興特別措置法の関連につきまして、ご審議いただきます。この基本法に根拠を置いて果樹部会の方も設置されております。

続きまして下の方、審議会令がございます。2ページ目をご覧いただきたいと思います。第6条に分科会がございます。果樹部会につきましては、生産分科会の下に位置づけられ

ておりますし、所掌事務のところに書かせていただいておりますけれども、農業生産振興の施策にかかわるもの調査審議と、それから果樹農業振興特別措置法の規定により、審議会の権限に属された事項を処理いただくというのが、生産分科会に位置づけをされております。

それから下の方に下線引かせていただいておりますけれども、第7条でございます。審議会及び分科会は、その定めるところにより部会を置くことができるということで、この果樹部会が設置されているということでございます。

続きまして、3ページ目をご覧いただきたいと思います。ちょっと細かくなりますが、審議会の議事規則ということで、議事に関わる事項をこちらの方で規定させていただいておりまして、第3条に議事に関わる規定がございます。また、第8条に、第2条から前条までの規定は、分科会及び部会についても準用するということで、部会長の方で議事の運営をいただきます。

それから、会議については公開、第4条にございます議事録は一般の閲覧ということで規定されておりまして、本果樹部会についても、議事は公開、議事録も公開となっておりまして、一般の方の傍聴も原則として認めるということになっておりますので、その点をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして4ページ目でございます。上の方に生産分科会の部会の設置ということで、第1条で果樹部会が位置づけられておりまして、果樹農業の生産振興に関する施策、それから果樹農業振興特別措置法について、ご審議いただくという形になっております。

それから第2条にございますが、果樹部会の議決は分科会の議決とみなすということで、果樹部会がお決めいただいたところは、審議会の議決とみなすというような規定になっているところでございます。

引き続きまして5ページ目でございます。果樹部会で具体的にご審議いただく事項について、ご説明させていただきます。果樹農業振興特別措置法の第2条で、果樹農業振興基本方針を規定していただいておりますが、この基本方針につきましては、果樹農業振興に関しまして、基本的な方向を明らかにするということで、今後10年後を目指しておおむね5年ごとに策定をさせていただいております。

この規定の3のところで、基本方針については、農林水産大臣が定めようとするときは、審議会の意見を聽かなければならぬという形で規定をさせていただいております。現行の果樹農業振興基本方針につきましては、一昨年の平成16年2月から1年にわたりま

して、本部会でご検討いただきまして、昨年3月にご答申いただいているということでございます。今後、この基本方針についてもご審議いただくような場面も出てまいるというところでございます。

それからもう一点、第4条の3の生産出荷安定指針の規定でございまして、特定の果実、これはうんしゅうみかんでございますけれども、需給の動向及び生産の状況から見て、需給が著しく均衡を失すると見込まれる年については、生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体等に対する安定的な生産及び出荷を図るための指針 「生産出荷安定指針」と名付けておりますけれども、これを定めるということでございます。これにつきましても、3に下線を引かせていただいておりますけれども、生産出荷安定指針を農林水産大臣が定めようとするときには、審議会、果樹部会の意見を聞かなければならないという規定がございます。

この2つ、果樹農業振興基本方針と生産出荷安定指針を定める場合に、果樹部会の方でご審議いただくというような形になっております。

それから本日の議題でございますけれども、適正生産出荷見通しの関係でございますが、7ページをご覧いただきたいと思います。果実等生産出荷安定対策実施要綱・要領がございまして、要綱の第2でございますけれども、1の(1)でございます。生産局長が毎年、開花状況、需給見通し等を踏まえ、全国の適正生産量並びに生食用及び加工原料の用途別の適正生産出荷量を含む、適正生産出荷見通しの策定に当たりまして、この下、実施要領も下線を引かせていただいておりますけれども、果樹部会の意見を聴いた上で定めるということにさせていただいております。

以上、果樹部会の運営につきまして、簡単ではございますけれども、ご説明をさせていただきました。

三野部会長 それでは続きまして、平成18年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて、事務局から資料5から7によりご説明いただきたいと思います。

福田課長 その前に資料4をちょっとご説明をさせていただきたいと思います。新たな果樹対策の対応方向でございます、よろしゅうございますか。

お手元の資料4をご覧をいただきたいと思います。先ほどから話が出ております昨年策定しました果樹農業振興基本方針を策定した経緯等も含めて、新たな果樹対策の対応方向のおさらいということで、簡潔にご説明させていただきます。

資料4の1ページをご覧いただきたいと思います。果樹をめぐる現状と課題を整理いた

しております。果樹農業は、ここにご専門の先生方、皆様良くご承知なわけでございますが、多くが中山間の傾斜地に立地をして、収穫等の機械化が困難な作業が多いという特徴がございますし、特に左上の表をご覧いただきますとうんしゅうみかんで15度以上の傾斜地が44%というふうになっております。それから生産基盤の整備が遅れて、栽培面積、生産量が漸減状況にあるということでございます。栽培面積、生産量は右側のグラフでございます。

それから左下のグラフでございますが、主要果樹の作業別労働時間です。いろいろな農作物がございますが、やはり果樹はいろいろな場面で手間がかかるということでございまして、少ないうんしゅうみかんでも200時間以上、ここに出ておりますぶどうでは400時間以上も労働時間を10a当たりに要しているという状況でございます。

それから2ページでございますが、果樹の担い手ということで申し上げますと、基本的に片手間でできる農作業ではございませんので、農業所得で生計を立てて、果樹専門でやっておられる、いわゆる主業農家によって、果樹の生産は担われております。左上のグラフを見ていきますと、作物別に見た農業総算出額の農家類型別シェアということでございまして、野菜ほどではないにしても果樹の世界でもいわゆる主業農家、主に農業所得で生計を立てておられる専門的に経営されている農家が、産出額で7割近くを占める状況になっているということでございます。ただ、そのすぐ下のグラフを見ていただきますと、年齢別の果樹農業経営者のシェアのところにありますように、60歳代が一番割合として高いということでございます。そういう意味では、60歳以上を足し合わせますと5割を超えて、高齢化が進んでいくというようなことに現れているわけでございます。

次に右上のグラフをご覧をいただきたいと思いますが、これは経営規模別の農家数でございますけれども、一番割合の多いところが0.5から1haということで、1ha未満の小規模な農家が多いということで、経営も弱い状況にあるということでございます。

次に右の真ん中のグラフでございますが、主業農家の1戸当たり農家総所得のところでございます。これは規模が小さいことも当然影響しているわけですが、果樹単一農家のところにありますように、農業所得361万円、総所得に占める農業所得の割合で60%ということでございます。ただ、右側の一番下に、ちょっと小さいですが、経営耕地面積当たりの農業所得を挙げておりますけれども、面積当たりでいえば、手間がかかりますけれども、同じ面積で挙げられる農業所得、水田に比べれば5倍に当たるぐらいの所得を挙げることはできるという状況でございます。

それから3ページをご覧いただきたいと思います。今申し上げましたように、果樹の担い手というのは、果樹専門で経営されている主業農家が作るわけでございますが、現在、果樹で生計を立てておられる販売主業農家の農業者数が約10万人で、栽培面積は10万haということでございます。先ほど申し上げましたように、左上のグラフのとおり、60歳代までがピークになっているところでございますけれども、実際は70歳になるとリタイアされることも当然多いわけでございまして、このまま平成27年まで年齢を重ねた場合に、当然リタイアされる方々も増えていくということでございまして、単純に推計していくと、平成27年には左下の表にありますように、4万人、栽培面積で5万haというような大幅な減少が今のまま何もしなければ見込まれる状況であるわけでございます。

これに対して、当然、担い手に面積を集中、集積をして、経営規模の拡大が進んだらどうかということで、仮定条件として現状規模の1.5倍と2倍と挙げてありますが、現状規模の2倍ぐらいの規模拡大が進んでいかないと、果樹の販売主業農家が生産する面積、今のままの人数で減少していくれば、現状の生産規模が維持できない状況になるということでございます。

次に4ページをご覧いただきたいと思います。果実の流通でございます。果物は当然、卸売市場を経由して流通しているわけでございます。左下の表をご覧いただきますとわかりますように、市場経由率が青果全体でも平成14年度で7割になるわけでございますが、このうち生食用の果実は、8割近くということでございます。過去に比べますと、大分減少をしている状況でございます。この理由は右上の図にありますように、これは農協から全農を経由して、市場を通さないで取引されるケースを図示しておりますけれどもこういったケース、あるいは右下にありますように、ふるさと小包、最近ではインターネットのホームページなどを活用して、直接販売されるという流通の多様化が進んでいるという状況でございます。

それから5ページでございますが、果実の輸出でございます。今政府全体で5年で倍増ということで、輸出拡大の目標も定めて、攻めの農政ということでいろいろ取り組んでおるわけでございます。果実について言えば、平成14年に台湾がWTOに加盟して以降、特に台湾向けの輸出が増えて、その他も東南アジアや香港等で増えている状況でございます。ただ、平成17年の輸出額でいきますと、76億円ということで、果実の産出額でいえば、まだ1%ということでございますので、全体に占める割合というのは、まだまだこれからでございます。主要果実の中ではりんごが一番輸出額が多いわけでございます。輸出事例は

左下の表にありますように、うんしゅうみかんではカナダ等にも輸出しております。

これから輸出を増やしていくための方策といたしましては、右側の図にありますように、販路の創出・拡大のためのマーケティングの支援ということで、これからスタートする方はまず展示・商談会みたいなところから、それから既に取り組んで軌道に乗せたいという方には常設店舗、本当に本格的にやろうということであると、さらにプラスアルファでもっと継続的に量を増やして取り組むというようなところに、きめ細かく支援対策を行っていこうということで、農林水産省としても取組みを進めているところでございます。

6ページでございます。果物の消費でございますが、左上のグラフにありますように、昭和50年と平成15年で比べますと、相当減ってきております。1人1日当たりの果実摂取量で見て、特にみかんで例えて書いてありますが、みかん2個半が1個半になっているというような状況でございまして、果物の摂取量が減っているということでございます。特に左下のグラフにありますように、20代から40代ぐらいが非常に摂取の落ち込みが大きいということでございます。消費拡大対策のためには、この辺がターゲットになるのだと思いますが、なかなか食べるのに手間がかかるというようなことで、若い方に浸透していないという状況もございますし、右側のグラフ、各国別に果実摂取量を挙げてありますが、世界的に見ても低いという状況でございます。

7ページは今申し上げました消費拡大、今政府全体で食育という新しい取組みを進めておりますが、この中で7ページの左にありますような「食事バランスガイド」という「こま」の絵をよく使っておりますけれども、「こま」の中にいろいろな食品がバランスよく含まれているというものです。その中に果物も入っているわけでございまして、食育の取り組みの中で、果物の消費拡大というものを一体的に進めているということでございます。

8ページでございますが、需給調整・経営安定対策の概要でございます。平成13年度からうんしゅうみかんとりんごを対象にいたしまして、6年間、18年度までの計画ということで、左側にありますような需給調整対策を実施をするということで、後ほど議論いただくことになります適正生産出荷見通しを策定して以降、全国段階、都道府県段階、産地段階で協議会を設けて、目標をきちんと設定して、量的にきちんと需給調整に取り組んでいくということでございます。こういう需給調整をしても、なお価格が下がるということがあった場合に、果実生産者の経営安定を図るための対策ということで、右側にありますように、県別に補てん基準価格を定めまして、当該年産がそれを下回った場合に、その差額の80%を補てんするという仕組みであります。

9ページでございますが、13年度からやってきましたこの対策につきまして、昨年、果樹農業振興基本方針を定める際に、関係者へアンケート調査等を実施しまして、その際の意見ということでございますが、需給調整対策の改善方向につきましては、うんしゅうみかんで特に条件不利地を廃園等で生産量を調整する方式を導入する。あるいは、価格低下時に機動的に加工原料用に仕向ける仕組みを追加するといった答えが多かったということでございます。

それから経営安定対策につきまして、特にうんしゅうみかんを中心に、現行の仕組みを改善した方が良い、あるいは対策は廃止した方が良いという意見が多かったわけでございまして、今後の取組み、19年度以降の経営支援対策の方向といたしまして、前向きな取り組みを行う農業者に助成する対策の転換をするといった意見が多かったということでございます。

10ページと11ページは、昨年策定をいたしました果樹農業振興基本方針の考え方を整理したものです。10ページの左側は、今申し上げましたような果樹農業の現状に即して、右側にありますように基本方針で定めました内容、すなわち各産地で協議会を作っていただけで、果樹産地構造改革計画で目指すべき産地の姿の明確化をしていく。この中で具体的な戦略として、産地の核となる担い手の明確化を初め、消費者ニーズを踏まえた販売方法に至るまで、いろいろな戦略を作っていただく。この計画に基づいて産地に必要な取組みとして、生産基盤の構造改革という取組みを進めて競争力の強い産地の実現を図って行うという考え方でございます。

11ページの新たな果樹対策の方向、これは昨年の果樹農業振興基本方針で定めた方向でございますが、上段にありますように、先ほどご説明しました果実需給調整・経営安定対策は18年度までの対策ということで、アンケート調査の結果も先ほどご説明したような状況でございますが、真ん中の課題にありますように、根本的な問題としては、高品質生産に積極的な担い手とそうでない農業者に、補てん基準価格も県1本でございますので、県別に一律に補てんされてしまうという助成の仕組みが余りよろしくないこと。それから流通コストを下回るような果実の出荷も販売環境をさらに悪化をさせる。それから県別の格差も出てきておりまして、毎年補てん対象となる県もあるということで、結果的に対策としては生産者の意欲減退を招いてしまっているんではないかというような反省があったわけでございます。

これを踏まえて、19年度以降の新たな果樹対策の方向として、下段のような需給調整対

策は、当然引き続き必要になるわけでございますが、先ほどのアンケート調査の意見にもありましたように、一時的な出荷集中がある場合、緊急的に加工に仕向ける措置とか、そういうものも取り組んでいく。あるいは、経営支援対策の中身としては、先ほどありましたような前向きな取組みを行う農業者、担い手に対する支援対策をしていくということで、内容が昨年取りまとめられたわけでございます。

12、13ページは、昨年の果樹農業振興基本方針の主要事項を参考までに抜粋させていただいてございます。

あと、14ページ、これも果樹農業振興基本方針で昨年定めました輸出・流通・加工・消費の現状・課題と今後の方向ということでございます。先ほど個別に現状は見てまいりました。今後の方向ということで書いてございますが、輸出面では東アジアを中心に、国産果実の輸出を強力に推進していただくということでございます。

それから流通コストの軽減を図っていくための取組み、規格の簡素化ですとか、通いコンテナの推進といったようなことを整理しております。

それから加工面では、果汁原料は外国産にシェアを奪われてありますので、ストレート果汁といった高品質製品ということで、消費拡大を図っている取り組みが挙げられております。

それから消費拡大も、先ほどご説明いたしました「食事バランスガイド」、食育の取組みの中で、一体的に果物の消費拡大をさらに進めていくというような方向性でございます。

それから最後の2ページでは、19年度に向けた最新時点での果樹対策の方向性でございます。15ページの左側の果樹農業の現状は先ほど申し上げましたとおりでございます。現行対策の課題、左下の枠で囲っているところですが、需給調整対策の部分では、一時的な出荷集中への対応が十分ではない、それから不良系統の伐採、優良品目等への転換が遅れているという課題がございます。

それから、先ほどからご説明しております経営安定対策でございますけれども、これも先ほど課題で挙がっておりました一律助成の問題、それから加入率が実際に下がってきている。うんしゅうみかんで従来は3分の2あったわけですけれども、半分程度になり、りんごも下がったという状況でございます。

それからもう一つ、気象災害に対応いたしまして、減収を補てんする果樹共済がございますけれども、なかなかこちらの方の加入率も十分ではなく、20%台にとどまっているという課題があろうかと思います。

こうした課題を踏まえ、右側の新たな果樹対策ということで、将来的に高い需要が見込まれる優良品目・品種への転換をきちんとやっていかなければいけない。それから園地整備による生産性の向上でありますとか、担い手への園地の集積、労働力の確保、それから出荷集中時の需給調整の強化、不良系統の伐採といったものを進めていくということで、対策の内容の枠の中にありますように、需給調整対策として、一時的な出荷集中時に対する緊急出荷調整、不良系統の伐採といった構造的な調整、それから経営支援対策ということで、品種・品目の転換、園地整備等を行ってまいります。

これで十分かと言われると、気象要因によって果樹の場合はやはり価格の低下が懸念される場合もあるわけでございまして、そういう時の収入の減少を補うものとしては、やはり果樹共済の災害収入共済方式というもので、価格と量の掛け算で、収入の減少分に対する補てんが行われる共済方式でございます。これに加入していただくことで、一層の加入を促進していく必要があるということでございます。

これは今年の4月に、与党の自民党あるいは公明党の関係議員の方々にもご議論をいただきまして、16ページの果樹の需給調整・経営支援対策等の対応方向ということでまとめさせていただいております。ここにありますような担い手の経営安定・競争力のある果樹産地の構築を図るための対策ということで、平成19年度予算で需給調整対策、経営支援対策、それから果樹共済、それぞれについて対応を進めて行うということで、方向性が示されています。内容はもう先ほどからご説明している部分が内容でございますので、個々の説明は省きますが、私どもはこの方向に従いまして、19年度予算の内容を検討させていただいているところでございまして、8月末の概算要求、財務省に提出する際には、この内容を具体化して提出をしたいということで準備を進めているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上、説明させていただきました。

三野部会長 ありがとうございます。申し訳ございませんが、議事進行について、多少不手際がございました。先ほどの果樹部会の運営につきまして、審議の事項、審議及び議事録の公開、それから果樹農業振興特別措置法により規定された事務等につきまして、説明いただいたわけでございますが、ご質問がございましたら、まずそちらの方から先にお伺いできればと思います。

いかがでしょうか。何か特にご質問等がございましたらお願ひいたします。

ないようでしたら、続きましてただいま平成19年度以降の新たな果樹対策につきまして話題提供いただきましたが、基本方針に基づき、19年度予算要求それから編成過程で具体

化されるということですが、事務局からの説明につきまして質問等がございましたらお願いいいたします。

では小田切委員お願いします。

小田切委員 1つだけご質問させていただきます。果樹産地構造改革計画についてなんですが、福田課長からもご説明いただきましたように、昨年3月の基本方針の、私から見れば1つの目玉ではないかというふうに思っているわけなんですが、この策定状況がどうなのかということですね。そのご説明をもしあ時間がありましたらお願いします。

それともう一つ、この産地計画ですが、例えば中山間地域の直接支払い制度の集落協定等と同様に、産地自らが作るということですから、いわば政策課題が埋め込まれているといいましょうか、あるいは政策要求が埋め込まれている、そういうふうに考えていますも のですから、それを本省レベルで集めて分析して、一体どういう課題があるのかということを改めて掘り起こすような作業が次の平成19年からの対策に向けても必要なことだと思いますが、どの程度まで進んでいるのか。その点も含めてご説明いただければと思います。

福田課長 小田切委員からご質問ありがとうございましたが、説明の中に入っておりませんで大変恐縮しております。果樹産地構造改革計画につきましては、平成18年3月末現在で、うんしゅうみかんにつきましては、栽培面積の約5割をカバーするぐらいの産地で策定されています。落葉果樹、りんごをはじめとする落葉果樹の方はまだこれからということでございます。そういう意味では実績といたしましては、うんしゅうみかんの方が先行して半分強の産地で作っていただけているということでございます。

既に策定されております果樹産地構造改革計画につきましては、小田切委員のご指摘のとおり、私どもも内容をいろいろ見せていただいて、その内容も踏まえつつ、先ほど申し上げました19年度以降の対策内容に反映させるなり、あるいは、今後落葉果樹の産地も作っていただきますので、いろいろアイデアあればそういうものもご紹介しながら、産地計画の策定促進に繋げて行うということで、内容を決めさせていただいているところでございます。そういう作業を進めさせていただいているところでございます。

三野部会長 いかがでしょうか。

小田切委員 例えば来年度以降ということになりますが、この果樹部会の場で資料をお出しitただくというお考えはありませんでしょうか。

福田課長 今日は資料が出ておりませんで大変恐縮でございますが、いずれまたの機会

に、先生方にご説明をしたいと思います。

西嶋課長補佐 果樹部会については適正生産出荷見通しを毎年この時期にご議論いただいておりますけれども、産地計画の策定状況でありますとか、主要産地の事例について、他の参考になるような優良事例みたいなものを紹介をするような形で、今計画の策定づくりを進めさせていただいておりますので、そういう資料をまた先生方にご提供させていただきます。

三野部会長 この審議会の主な審議事項というのは、先ほどご説明もありました適正生産出荷見通しですが、今の産地計画につきましては、機会を見て情報提供いただくということでおろしいでしょうか。

その他にございますでしょうか。大変内容のあるものをかいづまんご説明いただいて、なかなか消化するのに時間がかかるかもしれません、もし特別なご質問、ご意見がないようでしたら、次に進ませていただきたいと思います。

では小田切委員どうぞ。

小田切委員 申しわけございません。私ばかり。時間があるかどうかわかりませんが、1つだけ質問させていただきたいと思いますが、経営支援対策についてなんですが、果樹部会の中の議論でも少し幅があったかというふうに思っています。つまり産地に対する面としての支援なのか、あるいはそうではなく、産地の中の個に対する支援なのかということですね。その部分は少し幅があるような議論で、それでそのまま進んだように理解しておりますが、この具体的な方向性については、平成19年度概算要求をするまでに示されるということで、前果樹花き課長からもご説明いただいたように思うんですが、その辺のニュアンスといいましょうか、イメージといいましょうか、そういうものを今の段階で決まつていましたら、ご説明いただければと思います。

福田課長 16ページをちょっと見ていただきたいんですが、経営支援対策という真ん中よりちょっと下ぐらいのところに枠で囲った部分がございますけれども、この中に果樹産地構造改革計画（産地計画）で明確化された担い手等が行う前向きな取組みを国が支援ということで書いておりまして、基本的には、担い手の個別の取組みに対する支援というのがメインにはなっております。ただ、さらに下の黒枠といいましょうか、黒いところに白抜きの字で書いておりますが、整備事業という生産基盤の改善と、それから右側の枠は推進事業、生産構造の改革ということで書いておりますけれども、どちらかといえば、左の方が整備事業、ややハード的な部分という捉え方をしております。内容としてまさに担い

手が取り組まれる優良品目・品種への転換といった部分、それから小規模園地整備ということで、基盤の部分ということでございまして、それに対する担い手への直接的な助成ということを考えている部分でございます。

それから、推進事業ということで右側に生産構造の改革という括弧書きの説明をして書いてありますけれども、こちらの方がやや担い手とそれを取り巻く部分ということで、内容にございますように例示しているわけでございますが、労働力調整システムの構築でありますとか、担い手支援、特に園地流動化のための情報システムの構築とか、大苗育苗ほの設置とか、新技術の導入支援、これはやや産地のまとまりを持って、例えば産地のJAとか、そういうところに取り組んでいただくような広がりを持ったというような捉え方をして、ややソフト的な支援ということで捉えていまして、この両面を19年度予算要求の中で実現をしていくように、今検討しております。そういう意味では、果樹部会でご議論いただいたその幅を持った部分について、19年度予算要求の中でも反映をさせていくという方向づけをしているところでございます。

三野部会長 よろしいでしょうか。

それでは、第7の果樹対策の対応方向につきましては以上として、次の議題の方にまいりたいと思います。

それでは続きまして、次の議題でございます平成18年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しにつきまして、事務局から資料に基づきましてご説明いただきたいと思います。

福田課長 資料5から7までをご説明させていただきたいと思います。

まず、資料5でございますが、需給調整・経営安定対策に関する資料ということで、今資料4でも一部触れたわけでございますが、今年度まで取り組んでおります対策の概要ということでございます。1ページの流れ図は、先ほども見ていただいたところでございますけれども、本日ご議論いただきます適正生産出荷見通しの策定以降、全国・道府県・産地段階の生産出荷目標ということで、それぞれの協議会で作成していただいて、あとは生産者段階の目標に従った生産量の調整ということで、需給調整対策を進めていただくということでございます。

それから2ページの経営安定対策、これは先ほどと同じ図が出ておりますが、経営安定対策、県別の補てん基準価格を定めまして需給調整をやっても、なお当該年産価格がそれを下回った場合に、その差額の80%を補てんするという仕組みで、今経営安定対策を実施

しているということでございます。

3ページからが現状でございます。特に16年産、17年産の動きを説明しております。3ページの上の方は16年産の状況でございますが、まずうんしゅうみかん、2つ目の白丸のところにございますように、春先の安定した天候で順調な生育で推移したということでございます。ただ、16年産はご承知のように、台風の上陸数が非常に多かったというようなことがございまして、落果あるいは傷果の発生によりまして、適正生産量111万トンを下回る106万トン、適正生産量の96%となったということでございます。

それから2つ目の丸にありますように、りんごの方は主産県で春先の凍霜害によりまして、サビ果の発生が見られたということでございますが、その後、好天に恵まれて、計画的な生産が見込まれておりました中で、先ほどのうんしゅうみかんのところにありましたように、台風の影響で、落果が発生したということで、適正生産量87万トンを下回る75万4,000トン、適正生産量の87%ということでございました。

それから17年産でございますが、うんしゅうみかん、りんごにつきまして、それぞれ2つ目、3つ目の丸がございますように、うんしゅうみかんでは生産量113万トンということで、適正生産量を上回る102%の生産、ただ、102%でございますので、基本的には同じレベルだろうと思います。

りんごにつきましては、豪雪により枝折れや消雪の遅れといった状況が最初にございまして、生育は遅れておりました。その後は、高品質果実の生産のための仕上げ摘果とか樹上摘果が適切に行われたということで、適正生産量87万トンに対しまして81万9,000トン、94%という状況に戻したということでしょうか。当初の見込みよりは大分盛り返したということだったろうと思います。

それで、4ページでございますが、経営安定対策の現状ということで、まず4ページは平成13年産から16年産までの補てん金の交付額と交付状況でございます。うんしゅうみかんにつきましては、なかなか価格が良くないということで、13年から16年産で累計しまして188億円交付されております。当初に比べれば、大分減少している状況でございます。

それからりんごの方は、平成13年産と14年産はまとまって交付されておりますが、それ以降は補てんはそう多くないということでございまして、累計72億円の交付額になっております。

続いて5ページに、17年産を整理しております。うんしゅうみかんはまだ記憶も新しいところでございますけれども、全体的に6月以降、高温・少雨傾向で極早生みかんが小玉

傾向、小さかったということでございますし、夏以降、なしやぶどう等いろいろな果物の出荷時期にぶつかってしまいまして、うんしゅうみかんの価格が非常に安い水準で推移したということでございます。今の状況では17県で補てんが行われると。右側に最大見込額を挙げてありますが、そういう状況でございます。

それからりんごの方でございますが、りんごも生育の遅れで小玉傾向という状況がございました。ただ、計画出荷はおおむね順調に行われて、みかんに比べれば比較的安定して推移したと思っております。現状で北海道は一部補てん金が支払われますが、それ以外は補てん金の支払いは行われないということでございます。

それから価格を6ページに書いております。うんしゅうみかんは先ほど申し上げましたが、16年産は10月まで非常に低いレベルで推移したということでございます。ただ、11月以降はやや盛り返したということでございます。

それからりんごの方は6ページ下にございます。16年産は台風の影響もあり、かなり前年を上回ったということでございます。

それから7ページが17年産のうんしゅうみかんです。これは価格と月別の推移を挙げてあります。右下のグラフでは、一番太い線が17年産でございますので、過去の13年産以降のそれぞれの線と比較して見ていただきますと、当初かなり低かったというところが少し盛り返したということだったと思います。

それから8ページはりんごについてでございます。りんごも右下のグラフで見ていただければと思いますが、こちらも太い線でございますけれども、過去と比べて真ん中ぐらい、中ぐらいのレベルです。後半は少し盛り返しているかと思いますけれども、そのような状況であったということでございます。

それから9ページが18年産のうんしゅうみかんとりんごの生育状況です。5月1日現在で調査した結果でございます。うんしゅうみかんは、3月以降の気温が平年並みから低く推移したということで、発芽期、それから開花期は平年並みからやや遅くなったということでございます。いわゆる裏年でございまして、今年は生産量は落ち込む見通しでございますけれども、そういうこともありまして着花量は総じて少ない見込みでございます。県別には右側の表にありますようになってございます。

りんごにつきまして、冬の大雪、それから融雪の遅れもございまして、発芽期、開花期に遅れが見られたということでございます。ただ着花量でいいますと、並み、やや少ないというところもありますが、生育は遅れたけれども、着花量は並みかやや少ないという状

況でございます。

それで具体的な適正生産出荷見通しの案でございますが、資料6がうんしゅうみかんでございます。平成18年産のうんしゅうみかんの適正生産出荷見通しでありまして、今申し上げましたような5月1日現在の生育状況を踏まえた予想生産量108万トンというふうに見込んでございます。これに対しまして、需要に見合った生産量ということで、需要量を算出いたしますと107万トンになります。これに合わせた形で適正生産量という形にしております。

裏の参考を見ていただきたいと思いますが、今申し上げましたように、予想生産量は平成18年産うんしゅうみかんの府県の開花状況報告により、結果樹面積の減少、それから開花数がやや少ないということもございまして、やや減少すると見込まれる。摘果の推進というのは近年定着いたしておりますので、そういうことも踏まえ、予想生産量は今年108万トン程度と見込んだということでございます。

それで、適正生産出荷量の方で、先ほど申し上げました需要量でございますが、107万トンと申し上げましたけれども、これは1人当たりの純食料から、人口それから掛け算をして最後割り戻して、国内消費仕向量を出して、それと輸出を加味し消費仕向量全体を出して、需要量を107万トンという見込みを立てているところでございまして、需要に見合った生産ということで言えば、107万トンを適正生産量と見込んでございます。

適正出荷量につきましては、この(3)のように、それぞれ生食用、加工原料用、自家消費・腐敗減耗量を算出してあります。

次に資料7がりんごでございます。りんごも同様にいろいろな状況を踏まえた86万トンの予想生産量が見込まれ、これに対して需要量の推計しまして、86万トンを適正生産量としています。裏の方を見ていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたような結果樹面積がやや減少、それから着花量もほぼ平年並みということも踏まえ、平成18年の予想生産量86万トンということでございます。

適正生産出荷量の需要量の見通しのところで、1人当たり純食料から人口を掛け算してまた割り戻しということで、先ほどのうんしゅうみかんと同様でございます。86万トンという計算でございます。これを踏まえて適正生産量を86万トンと見込みまして、出荷量につきましても先ほどのうんしゅうみかんと同様に、生食用、加工原料用、自家消費・腐敗減耗量ということでございます。

以上が18年産の適正生産量出荷見通し案についてのご説明でございます。

三野部会長 ただいま説明を受けました平成18年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通し案につきましては、先ほど説明にありましたとおり、本審議会で答申いただくものではありませんが、本部会の委員の方々の意見を踏まえ策定することとなっておりますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

何かただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願ひいたします。

松本委員どうぞ。

松本委員 生産者として、今までの経営安定対策をすごく不満に思うところもありまして、出荷量が規制されて、どうしてもここまでしか出荷できないというようなことがあって、それを守っても、そういうところについて、商系業者が入って、需給調整しない人たちがどんどん生産するというようなことで、これでは供給対策になっていないんじゃないのかという気持ちがあったんですね。

J A外の出荷というのももちろんたくさんあるわけですので、それを把握されているのかどうかというのもありますし、それからいろいろな対策を立てていただきまして、産地では果樹園地の改良にも補助金をいただいておりますので、取り組んでいるわけですけれども、今の状況だと年老いてやめたいと考えている方も、なかなかやめられないで、生産量が減らないというようなところもありますし、土地の流動化ということを考えましても、やはり生産量を調整するという面からも年老いてやめていかれる方に、やめられる状況を作っていただくというようなことも必要ではないかなと思います。そうすると若い方が専業的に果樹経営ができるようになるんではないかという気もしますので、そこら辺のことも考えていただきたいなと思っております。

三野部会長 ただいま、ご意見とご質問もございましたが、よろしくお願ひします。

福田課長 最初の方のご質問、ご意見は、要は需給調整対策をしても、それに参加しない方がいて、需給調整が100%完全ではないというご指摘だと思いますけれども、先ほど申し上げました適正生産出荷見通しを踏まえて、全国から県、産地の出荷量をですね。それぞれのレベルでやはりきちんと全体の出荷量の見通しを踏まえながら、関係者がきちんと需給調整対策に取り組んでいただく必要があると思います。それでも実施しない方がいるというのは、ご指摘のとおりかもしれませんけれども、できるだけ関係者が具体的な取組みを強めていくことが必要だと思います。

19年度以降も、需給調整対策は基本的に必要ですし、その中で先ほど申し上げましたように、どうしても時期的に出荷が集中して価格が下がるような場合の対応、緊急的な出荷

調整、具体的には加工原料用に仕向ける等の取組みを考えていますけれども、引き続き取り組んでいく必要があります。後段のご意見については、特に果樹の担い手の方が取り組みやすいようにというようなことだろうと思うんですけれども、もう既に17年度からそういう改善をしておりますが、引き続きご意見も踏まえながら対応していきたいと思います。

三野部会長 よろしいでしょうか。追加の説明はありますか。

西嶋課長補佐 需給調整対策につきましては、うんしゅうみかんで、需給調整対策で75%、4分の3ぐらいが対策に参加しており、4分の1は参加していないというようなことでございます。また、具体的な目標配分に当たっては、生産出荷統計で、全体的な出荷量がありますので、それを加味しながら、配分させていただいております。それから先ほど課長からもお話しさせていただきましたけれども、平成17年に制度の見直しを行いまして、実際に配分をする際に、担い手でありますとか、ある程度高い価格で販売されている生産者に配慮する形で、配分は全国果実生産出荷安定協議会という生産者団体が中心に行っておりますけれども、配分する際にそういうものも加味するという形で実施させていただいきます。

それからもう一点、やめられる方への後押しというようなお話しだったかもしれませんけれども、平成17年度からかんきつで園地転換事業、これは熊本でも取り組んでいただいておりますけれども、優良品種への転換もありますし、あと、やめられる方に対して、単純にやめられるということには助成しないんですけども、例えば農地を1町歩持つておられたら、半分は担い手の方に流動していただく。あと半分を廃園する取組み、半分の5反に対して廃園する時の必要な助成をするという形で、17年から実施しておりますので、そういうものも活用いただきながら流動化の方も進めていただきたいと考えています。

三野部会長 それでは、その他ございますでしょうか。

それでは私の方から、特に、今月日照不足ということが全国的に問題になっていますが、この見通しの中ではどういうふうに位置づけられるんでしょうか。

福田課長 先ほどご説明しましたように、この見通しは5月1日の状況を踏まえた見通しでございますので、そういう意味では、その後の状況で実際の生産量が変動することも当然あり得るわけでございますが、部会長のご発言のように、やや日照時間の状況がこのまま続くと、予想生産量はやや下回る可能性もあるというふうに認識しています。

三野部会長 何か忌憚のないご意見を。木村委員お願いいたします。

木村委員 基本的に賛成です。ただ、私、最近非常に気になるのは、適正生産量を下回っても価格がなかなか浮上してこないというのが、ここ数年の状況です。今後まだまだ下げていくのか、それとも日本の果物の需給量がこのくらいだから、ここで何とか歯どめをかける政策をやるのか、そろそろ判断しなければならない時期になっているんではないかなと感じてありました。

かつてりんごは100万トンあって、今86万トンという適正生産量ですけれども、現実に15%下がっている。みかんはかつて360万トンあったのがここまで下がってきてているわけですから、かんきつ類全体で見てもものすごい下がり方をしている。それでも、なおかつ、まだ価格は浮上しない、国民に供給過剰だと言われる。この現実をどう捉えていけばいいのか、生産者としては非常に判断に困るというのが正直なところです。

三野部会長 ただいまのご意見、18年度適正生産出荷見通しだけの話ではなくて、長期的にいろいろ対策をしていく時期ではないかというご意見でございます。

武井委員お願いします。

武井委員 今、木村委員が言うように、この適正生産量というのは難しいわけです。我々も正直言いまして、果実を売って本当に今年良かったなという年はここ4、5年ありません。それほど単価が下がっています。

それはどこに原因があるのか。景気にあるのか、それとも内容というものにあるのか。そうするとだんだん生産者の皆さんも一生懸命やられる中で、糖度も上げ、内容も上げ、内容は良くなっているんです。しかしながら、単価が伸びない。景気回復という国の本来の仕事が問題なのか分らないんですけども、現実これから少子・高齢化ということになりますと、果実の生産というものは大変難しい、野菜もそうですけれども、なおさら難しい段階に入ってくるんじゃないのかなというふうに思っております。

それと同時に、産地の方でもうんしゅうみかんがだめなら次はこれだ、あれだと今大変いろいろな品種を作るようになった。この間、消費者の大会に出ても、旬はいつなのと言われるようなことが、野菜は言われて久しい、年間同じものがあるようなものですから、それがもう果実も、みかんは年中ある。すいかだって年中あるというような形になってきて、適正生産量というものが本当に難しい段階にきてるんじゃないかなというふうに思っているんですよ。だから価格そのものも大変、今言われるように、何で安いのと言われることについて、これという答えがなかなかない。数量減の単価安という、経済原則を逸脱するような状況を近年ずっとしてきているというのが現実ですね。

我々も頑張っているんですけれども。

三野部会長 その他何かご意見ございましたらお願ひいたします。

川田委員お願いします。

川田委員 まずは、この適正生産出荷見通しなんですけども、まあこれぐらいだらうなという感じはしていますけれども、生産量はこれより下がるかなというのが現時点での産地の状況です。これは、5月1日で見ているというのがあるんだろうと思っておりますけれども、開花が全国的に非常に遅れてきているということで、昨年より非常に開花期間が長い割に、満開日が遅れているというようなことで、恐らく10日前後、各産地とも遅れてきているというのは、今いろいろな情報で聞いています。

そうなりますと、恐らく6月上旬ぐらいまでに、高温がもう一回ありますと、生理落果がかなり助長される可能性があるんで、予想生産量は現行の見通しより若干下がるかなというふうなところです。

もう一点は、開花遅れということになりますと、出荷遅れというのがこの秋口に入って、若干問題になってくるかなと思っています。生産量そのものは若干少な目ではあるので、需給バランスは何とかなるかもしれないけれども、恐らく出荷時期のスタートが遅れてきて、出荷が若干後ろの方へずれ込む可能性が出てきます。その中で、需給バランスで考えるか、品質で考えるかという問題がこの秋口にきて、産地の方の選択肢として大変重要な問題になってくるだろうと思うので、やはり一つには、ここのところ品質も落ちてきているというのも確かなので、やはり品質も一定レベル以上のものに持つていかなければならぬということと、やはり需給バランス、非常に今年は、生産量そのものは少ないけれども、その辺が難しいかなという感じです。

三野部会長 事務局から何かありますか。

福田課長 今、委員の方々からご意見ございましたけれども、先ほど余り詳細な説明をしなくて恐縮だったんですが、適正生産出荷見通し案の文章の方で必要な措置をいろいろ書いておりますが、やはり品質面は非常に重要で、計画的な生産の中でも高品質果実の生産に努めるとか、あるいは計画的な出荷のところも出荷品質基準の徹底により、高品質果実の出荷を進めることというものを挙げておりました。これはもう昨年も、これまでもずっと言われていることかもしれませんけれども、やはり量だけで価格が決まっているわけではなくて、むしろ果物の場合は品質によって価格が左右されるという状況も大きいわけでございまして、そこは引き続き私どもも、適正生産出荷見通しの策定以降、具体的な指

導の場面ではさらに徹底をしていきたいと思っております。

三野部会長 梶浦委員お願いします。

梶浦委員 うんしゅうみかんの適正生産出荷見通しをこれまで作ってきたんですけれども、長期的に見ると、もうちょっとたてば、かんきつ類としてその適正な出荷量というのがあるんではないかと思います。実際にかんきつの生産者を見ていると、うんしゅうみかん単独でやるという方も中にはおられますけれども、だんだんシフトしていますし、ハウスみかんも組み合わせたりします。そういう時期が早晚来るんではないかと思います。それから、食べる側で人口が減っている、高齢化している、でも意外にお金持ちとかいうような要素も言われておりまして、そうなると適正な価格というのはどのくらいなのか。それから、食べる量も減ってくるだろうし。もう一方では、石油が上がってきたときに、ハウスみかんの出荷時期はだんだん後ろに来る。そんなことを考えると、あと5年ぐらいにやはりある程度考え方を整理してやらないといけないんではないかなと考えています。

今までは、うんしゅうみかんに代わるべき良い中晩かんがなかなかなかったんですが、だんだん出揃ってきたんではないかなと思うのでそろそろ切り換えた方が良いと思います。

それから今年に限つていいますと、うんしゅうみかんはやはり酸高になるんではないかなと思うんです、そうすると、ずるずる収穫期が遅れたり、それで早目早目に取れば、ちょっと酸っぱいとか言って、また価格が下がるかなと、この後どうなるかなと思って心配しているところです。

三野部会長 ありがとうございます。少し長期的に考えなければならない時期に来ているのではないかというご意見をいただいてあるようでございます。

何かその他ございますでしょうか。では、小田切委員お願いします。

小田切委員 今の先生方のご意見の基本となるデータの確認をさせていただきたいんですが、需要の見込みがうんしゅうみかんの場合ですが、107万トンということで、前年度と比較すると4万トン減ということでしょうか。

それで、ちょっと私の記憶が定かではないんですが、この減少幅が徐々に小さくなつたという記憶があるわけなんですが、今回4万トン減というのは再び拡大したということでしょうか。事実だけお知らせいただきたいんですが、大体このようなものですか。

山田課長補佐 拡大したことではなくて、その前のフェーズでは115万トンから111万トンですから4万トン下がっております。今回また2年後に4万トン減ということ

なので、そこが大きくなったとか小さくなったとかということではないわけです。

小田切委員 スピード自体は変わっていないということでしょうか。

西嶋課長補佐 昨年、ご議論いただきました平成27年の需給見通しと大体同じ傾向になっています。平成27年でうんしゅうみかん91万5,000トンにさせていただきましたが、その大体方向で合っているということです。

小田切委員 それからもう一つ同じようなことで、りんごについてのデータなんですが、輸出が2万6,000トンということですが、この輸出の推計値は基本的には何の数字を持ってきているというふうに考えればよろしいでしょうか。

山田課長補佐 これにつきましては、17年産の輸出の見込み、これが大体2万トンぐらいになりそうだということ、それから過去の16年産から比べれば、2倍ぐらいには増えてきていること。さらに輸出倍増計画がその16年を基点として5年で倍増するという中で、これくらいと過去の実績からみて推定しておりますし、逆にこれくらい今年輸出を伸ばしていくかなければいけないというところで、この数字になっているわけです。

小田切委員 そうすると、輸出の顕著な伸びを十分織り込んでいる数字ということでしょうか。

山田課長補佐 はい。

小田切委員 はい、了解いたしました。

三野部会長 それでは、平野委員お願いします。

平野委員 高品質で、そして適正な価格というのは、だいたいどのぐらいのレベルのものを言うのかというのがちょっと分からないので、教えていただきたいと思っているんですね。というのは、例えば高級フルーツ店などで売っている、名前出してしまっていいんでしょうか、千疋屋だとかね。ああいう店で売っている最高級品質ではないかと思うようなフルーツは、みかんでもりんごでも、どれをとっても外れがなくておいしいんですが、価格が相当高いんですよね。これは贈答用などにとても良くあげるときも喜ばれ、また、いただくときもありがたく、私もそういうところにお金は使ったりしますけれども、普段食べるためには買うかというと、余りに高くて手が出ないんですよ、普段には。それで八百屋さんの店先に並んでいるのを買おうと、この冬も網に入ったみかん、ちょうど5、6個入ったのが2種類あって半額近く違ったので、安い方を買ったら酸っぱくてもう二度と食べたくないと思ってしまったんです。でも、その産地を見ると、割合有名な産地だったんですよ。だから作る人によって違うのかなと思いましてね。その辺が多分消費者の側に伝

わっていないんだと思うんです。産地だけで見てしまうところありますでしょう。どこどこ産というので。どこどこ産だし安いからいいやと思って買ったら、こんなに酸っぱいみかん、昔だってここまで酸っぱいみかんはなかっただろうというような、そんなみかんだったんですね。

人によって酸っぱいみかんが好きな人はまた別なんですけれども、どの辺が高品質と言われるものか教えていただきたいと思うんです。あと、大体の適正価格についても。

それともう一つは、この間、大学の講義で10分間ぐらい時間をとって、「皆さんダイエットについてどう考えますか」ということで、意見を聞いたのですが、野菜がダイエットに良いと思っている人は多いんですが、フルーツに関してそう感じている人は多くないということが分かったんです。それで私自身も甘い、糖度が高くなっている品質の良い物というのは、太るのではないかという誤解をしていたんですね。

でも、最近この冊子、「果物200gで健康生活を」を拝見して、そうではないということが明示されているので安心しました。これからはどんどん果物を食べてみようと思っています。むしろそれよりもお菓子類ですか、最初からお砂糖がたくさん入ったお菓子類の方が、よっぽど太ってしまうということが分かりました。ただ、もしかしたら、りんごは皮をむいたり切ったりする手間があるのに対して、お菓子はさっと袋をあけるだけで甘い物が口に入る。そんな手間暇の差もあって、お菓子の方に走ってしまうんだろうか。もう一つ、デザート代わりに果物が欲しい時、最近マーケットで最初から何種類かの果物が切って、刻んでパックに入っているのがあるんです。これがそんなに安くないんですよね。安いのは丸1日たってセールになった物だったりするんですね。それでも、私はかえって熟しているかもしれないと思って買うこともあります。私は決してりんごをむいて食べるのが面倒でないし、みかんも静岡生まれで大好きなんですけれども、もしかしたら忙しい時にはフルーツが面倒くさいという方がいらっしゃるかもしれません。そういう方にフルーツを口に入れていただくためにどうするか、また、ある程度安く買ってもらうためにどうしたらいいかということを考えると、元の値段の高い、低いにかかってきてしまうのかしらと思って、その辺が分からんんですよ。先ほどから価格が下がると困る困るというお話をしよう。でも消費者にとってみれば、高いと高いににくいと思われますが、その辺を教えていただけませんでしょうか。

三野部会長　どの辺を高品質のターゲットとするかですね。

松本委員　実は我が家は多分一番高いみかんを作っていると思うんですけども、3キ

口でセリで4,500円というものを去年出していました、多分、小売店でキロ1万円近くで売られているということを聞きました。今日午後からそこへ行きたいと思いますけれども、普通にはレギュラー品が売れないと本当に困ります。そういうこだわりのみかんというのは、どうしても生産量は少ないので、そういうのにこだわっている人にしか売れないわけですね。ですからやはりレギュラー品が売れるというのが、一番私たちが望んでいることで、もちろんそういう高い物も売れてほしいわけですけれども。

以前は、200円/kgぐらいの手取りでやっていたものが、昨年当たりは100円/kgを切るような手取りになっていて、市場でもそれくらいでセリがされているにもかかわらず、小売店ではもっと高い、倍ぐらいの価格で売られていることもありますので、皆さんが買われるのにどれぐらいが適當かと、こちらに市場の方がいらっしゃいますけれども、地方と東京でも違うかと思います。

私たち生産者としては、やはり200円/kg近いものがどうしてもほしいと思っております。そうでないと次の生産に当てるだけの経費を取ることができないということにもなりますので。

木村委員 今のことでの少しだけ自分の場合で答えてみたいと思います。

まず1つ、上位等級というのはほとんど味に差がないと思います。しかし、等級はどこまで分けていいのか、産地はそれで非常に困っています。極端なことを言いますが、規格は30から40に分かれています。大きさと等級とか掛け合わせますと。果たしてそれで良いのかと、逆に私たちは疑問に思っています。消費者がそこまで望んでいるのか。そのため膨大な選果コストがかかっているわけです。

それから高品質のものについては、市場からお店へ行くときはみんな同じだと思います。味も品質も。ただ、果物ですから当然劣化します。問題はその劣化を見極める目がある店とない店があるんです。恐らく高価格で、きっちり責任を持って売っている人たちのお店は、劣化を見極める目があるんだと思うんです。ただ、我が国的小売店にはその劣化を見極める人が非常に少ないという現実があると思います。

それからもう一つ、生産者の価格というのは、私、農水省の資料を見て平成14年で調べてみたんですが、大体小売価格の平均で我々に入ってくるのは3分の1です。そのうちの3分の1は生産コストです。ですから、極端な言い方をしますと、私自分の計算で調べたことがあるんですが、小売価格の14.1%ぐらいが所得です。そう考えた時、生産者が果たして本当に無茶なことを言っているのかなど。高くなってほしいというのは、生産者が本

本当に無茶なのかなと私は常にこう思っているわけです。100円で売ったものでも、我々に届くのは14円、15円ぐらいなんです。少なくとも我が家の計算がそういう結果が出てきています。

三野部会長 それでは梶浦委員お願いします。

梶浦委員 作る側は生きていかなければいけないので、今、いくらでやっているとご議論があったんですけれども、委員のおっしゃっている、おいしいか、おいしくないかという視点ですけれども、僕らのように育種をやっている人間というのは、あまりいくらかかるかということを考えないで選抜しています。そうしますと例えばりんごだと、なしだとか、それから品目によって全然違うんですけれども、かんきつの場合だと、やっぱり酸で決まります。やっぱり酸が1%より多いと、舌を刺すような味覚になるというか、酸っぱいと感じてだめなんです。

かんきつの収穫期が何で決まっているんだといったら、いかに酸が減るかで決まっているんです。人が勝手に決めているんです。例えば夏みかんなんか砂糖までかけなければいけない。ごまかしているわけですけれども、本当に適正なところまで下げるかどうかなんです。確かにおいしい品質というのはあるんです。けれども、そこまでもっていったら、値段がえらい下がるとか、そうなってしまって、そのところの折り合いでもって我慢しきれなくなって、出荷してしまったり、早いうちに出荷したら値段が高いのではないかとか、必ずしも果物自身の一番おいしい時に、その後、酸が減るように処理して出荷しているかというと、そうでもない。小売店を見ても、そこら辺が分かっていてちゃんと仕切っている人と、値段だけ見て売ることだけで、品質と関係なく売っているところがあるんです。

僕の住んでいるところには、スーパーのイオンとかイトーヨーカドーとか、他に小売店があるんですけども、小売店の方が値段は安いですけれども、もう全然品質なんて考えていませんよね。まだスーパーの方が考えていると思っています。

だからご指摘のあった、売る側にもレベルがあって見極めていないというのがありますね。りんごにしても、なしにしても、みんなおいしい時期ってあるんです。甘ければ良いかと言うとそうではないんです。甘過ぎても食えないというのもあるんです。なしの糖度が15度以上いってしまったら、もう甘くて食べられないですよ。12度か13度あれば良いんです。それは分かっているんですけども、作る側がそんな14度、15度なんでもったいなくて、そんな長く置いておかないですけれども、とかく早どりしてしまうんで、今みたい

なことがあります。

武井委員 今は消費者が甘さと香りにかなりこだわるようになってきて、特に甘さにこだわるようになってくる中で、生産者の方もこだわり商品については特別な肥料を入れてみよう、松本さんではないけれども、いろいろな手間暇かけて少しでも良い物、糖度の高い物を作ろうと。全部それをやっていたら、とてもではないけれども、労働配分上できなわけですから、そういう特殊なもの、例えば千疋屋さん当たりはそういう特殊なものを置くわけですね。一般の人たちは値段がそこまで高いものは買えないよと言うことになれば、やはり並みのものを。今はセンサーが入っていますから、先ほどのようにとてもではないけれども、酸っぱくて食えないということになると、ちょっとどこのみかんを食ったのかなと。だいたい、レベル的に最低の糖度のレベルというのは、センサーが入っていますので、それほど極端なものはないことになっているんですけども。品質管理を行って、それもセンサーの中でかなり抑えこんで出しているというのが実情ですね。ですから千疋屋さんあたりで高いなど、我々が見ても高いなとは思いますよ。それはそれなりの生産コストいろいろかけている。それとやはりお店の利益率というものを勘案して決まってきますから。ですからそんなに悪いものもないということになっているはずです。

三野部会長 生産量と品質と価格、その辺の構造的な問題があるということですか。ここで今議論しておりますのは、平成18年度の適正生産出荷見通しですが、やはりその根底には今ご意見をいただいたような大きな構造的な問題が含まれているということで、もし何かありましたら、平野委員。

平野委員 話の流れを変えてしまったかもしれないんですけども、びっくりしたのが元の値段が下がっていても、小売店では同じような値段で販売している。全然知らないんですね。先ほど小売店側の人の見極める、その目利きが必要だという話もありましたが、消費する側ももっといろいろ知っていた方がいいんではないかなと思ったんです。果物が太らないという情報も含めて。せっかく内閣府で食育というものに取り組むのであれば、そのあたり、生産者側の気持ち、そして小売店の今の実情、それと果物に対する正しい消費者の知識というものを、もう少し広げる必要があるんではないかと思いました。

三野部会長 一応長期的に大きな構造的な問題があるということのご議論がいろいろございました。農水省にいろいろな対応をいただくことになろうと思いますが、18年産の適正生産出荷見通しにつきましては、今後の生産状況等に非常に不確定な問題がかなり含まれているということは、ご指摘のとおりだと思います。特に何かご異論ござりますでしょ

うか。18年産うんしゅうみかんの適正出荷見通し、それからりんごの適正生産出荷見通しにつきまして。何か特別なご異論はなかったように思います。

もし、ないようでしたら時間もせまっておりますので、特にこの18年産の見通し案につきまして、本部会の議論を踏まえまして、農水省の方で最終調整を行った上で策定、公表していただくということでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

三野部会長 ありがとうございました。

本日の審議事項につきましては、一応終わりましたので、吉田審議官にごあいさつをしていただきます。

吉田審議官 審議官の吉田でございます。遅れてまいりまして、誠に申しわけございません。まずは冒頭、お詫びを申し上げたいと思います。

本日は18年産のうんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて、ご審議をいただいたわけでございまして、その審議の中で今さまざまご意見が出てまいりました。特に長期的な課題だろうとは思いますが、なかなか価格が上がらない、あるいはどこまでいっても需要が回復をしないというお話でございますし、また小売の価格に比べて産地はその3分の1だというようなお話もありました。実はこれは正直申しまして、果実に限ったことではなく、農産物でほぼ共通して今抱えている問題でございます。

1つはやはり高齢化、少子化といった中での社会構造の問題があろうかと思いますし、またバイイングパワーといいますか、そういった問題もあるうかと思います。そういった中でこれを打破していくというのは、やっぱり需要と供給の問題ですから、国はこれだけ食べとかいう話ではございませんので、やはり果樹の場合には特にさまざまな機能性を持っております。そういったもののPR又はその差別化といった中で、産地なりにさまざまな工夫をしていただきたいと思うんですが、そういった工夫を支える取組みについては、冒頭、課長の方から説明申し上げておりますが、新たな果樹対策は、そういった中でしっかり国も支援をしていきたいというふうに思っておりますし、また消費者の方にもやはりいろいろ勉強していただくということで、食育についてもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともいろいろなご意見を頂戴しながら、進めていきたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願ひ申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

三野部会長 どうもありがとうございました。事務局の方で何かございますでしょうか。

西嶋課長補佐 連絡事項をお話しさせていただきます。

本日はご多忙の中でのご出席に加えまして、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。本日ご議論いただきました18年産のうんしゅうみかんとりんごの適正生産出荷見通しにつきましては、本日午後を日程に公表させていただきたいと思っております。

それから本日の部会の概要でございますけれども、部会長にご確認いただいた上で、来週、農林水産省のホームページに掲載させていただく予定にしております。

それから後ほど、本日の詳細な議事録につきましては、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、これも農林水産省のホームページの方に掲載いたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

午後12時10分 閉会